

## 九州地区国立大学間連携事業教育系・文系論文集発行要項

(平成19年4月25日制定)

### (目的)

第1条 この要項は、九州地区の国立大学間連携事業に伴う教育系・文系論文集（以下「九州地区連携事業論文集」という。）の発行に関し必要な事項を定め、九州地区の教育系・文系学部を有する国立大学の研究活動の推進及び構成大学間の研究交流を図り、もって学術の向上に資することを目的とする。

### (名称及び発行)

第2条 九州地区連携事業論文集の名称は、「九州地区国立大学教育系・文系研究論文集」とし、英語表記については、**The Joint Journal of the National Universities in Kyushu. Education and Humanities** とし、発行は、原則として年2回以上とする。

### (編集委員会)

第3条 九州地区連携事業論文集の発行に係る企画、編集等の業務を処理するため、編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 各大学の中から選出された委員 各1人

(2) 次条に定める委員長が推薦した者 若干人

2 前項第2号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、その残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1項第1号委員のうち委員会の事務局を置く大学から選出された者をもって充て、副委員長は同項第1号の委員のうち次期の委員会の事務局が置かれる大学から選出された者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

### (審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 投稿原稿の掲載に関する事。

(2) 編集及び発行計画に関する事。

(3) その他委員会が必要と認める事項

### (掲載の審査等)

第7条 投稿原稿の掲載基準に関する事項については、別に定める。

### (投稿要領)

第8条 投稿の要領については、別に定める。

(優秀賞等)

第9条 委員会は、投稿された論文集の中から優秀な論文に対して優秀賞及び奨励賞を授与することができる。

(経費)

第10条 委員会の運営及び九州地区連携事業論文集の発行のための経費については、構成大学間において分担する。

2 前項の分担方法については、委員会において定める。

(予算及び決算)

第11条 委員長は、当該年度の経費に係る予算及び決算を作成し、委員会において審議する。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、委員長が属する大学において処理する。

附 則

この要項は、平成19年4月25日から実施する。

附 則 (平成23年4月21日改正)

この要項は、平成23年4月21日から実施する。

附 則 (平成23年10月3日改正)

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年10月9日改正)

この要項は、平成26年4月1日から実施する。